

## 5. Q&A

### 1) 指定訪問介護と定期巡回の違い

訪問介護と定期巡回は、利用者宅を訪問して介護サービスを提供するという点で共通していますが、いくつかの点で大きな違いがあります。下記の表は、主な違いを整理したものです。

サービス種別	サービスの特長
定期巡回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型のため事業所の所在地市町村に住民票がある要介護者のみ利用可能。(住所地特例については下記参照)</li> <li>(住所地と事業所所在地が異なる場合は、市町との協議が必要)</li> <li>・定期巡回等計画書に基づきサービスを提供するが、24 時間短時間の訪問が複数回可能なため、利用者の生活状況に合わせたサービス提供が可能。</li> <li>・随時対応によりオペレーターにいつでもつながる安心がある。</li> <li>・早朝・夜間を問わず、随時訪問により緊急事態や急な要望に対応可能。</li> <li>・介護報酬は、訪問回数や時間に関係なく包括報酬。</li> <li>・看護師による定期的なアセスメントや訪問看護を定期巡回として利用可能。</li> </ul>
指定訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体をまたぎサービスの提供が可能</li> <li>・作成したケアプランによりサービスの内容や時間を決めて提供。 例「身体介護 30 分」「生活援助 60 分」等。</li> <li>・ケアプランに基づきサービスの内容と時間による積み上げ式報酬体系。</li> <li>・訪問看護は、異なるサービスであることから利用時には別途手続きが必要</li> </ul>

### 2) 訪問看護一体型と連携型の違い

定期巡回の強みは、介護と看護の連携によるサービスです。訪問看護との連携の事業所の形態は2種類です。

○「一体型事業所」:一つの事業所で訪問介護と訪問看護サービスを提供します。

○「連携型事業所」:地域の訪問看護事業所と連携してサービスを提供します。

一体型と連携型のメリット・デメリットについては下記の表にまとめています。

一体型と連携型のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
一体型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員と看護職員の連携がとりやすい</li> <li>・医療的アドバイスを元に介護職員のスキルアップができる</li> <li>・医療・看護ニーズのある利用者を受け入れやすい</li> <li>・一体的なイメージが地域に伝わりやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設時から看護職員2.5人の確保が必要</li> </ul>
連携型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の複数の事業所と連携することで地域密着事業所としての役割が果たせる</li> <li>・看護職員の確保が不要</li> <li>・訪問看護事業所が連携する医師との連携が取りやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携型の報酬が低いことで連携先の確保が難しい</li> <li>・契約内容によっては委託費が負担となる</li> <li>・医療知識がつきにくい</li> <li>・医療・看護ニーズの高い利用者を受け入れにくくなる</li> </ul>